

(平成23年3月30日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認香川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7件

厚生年金関係 7件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 6件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月6日から同年4月17日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年1月6日に、資格喪失日に係る記録を同年4月17日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年4月1日から44年5月8日まで
② 昭和49年10月11日から51年2月28日まで
③ 昭和55年12月2日から56年7月31日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、申立期間①はB事務所に、申立期間②はC社に、申立期間③はD社に、それぞれ勤務していた期間の加入記録が無い旨の回答をもらったが、納得できないので詳しい調査の上、全ての申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人は、「C社に勤務していた。」と主張しているところ、雇用保険の記録によると、申立人は申立期間のうち、昭和50年1月6日から同年4月16日までの期間において、A社の雇用保険被保険者であったことが確認できることから、申立てに係る事業所は、C社ではなく、A社であり、申立人は、申立期間のうち、少なくとも当該雇用保険被保険者期間と一致する期間において、同社に勤務していたものと推認できる。

また、A社における複数の同僚の雇用保険被保険者記録によると、当該同僚に係る雇用保険の資格取得日及び離職日と厚生年金保険の資格取得日及び喪失日は、おおむね一致している。

さらに、A社の複数の同僚は、「入社後すぐに厚生年金保険に加入したと思う。」旨供述している上、複数の同僚が記憶している女性の従業員数と、前述の申立人の雇用保険被保険者期間における女性の厚生年金保険被保険者数は、ほぼ一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月6日から同年4月17日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認できる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同世代の女性同僚の記録から判断して、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、当該期間における申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和50年1月から同年3月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、昭和49年10月11日から50年1月6日までの期間及び同年4月17日から51年2月28日までの期間について、申立人のA社における勤務期間についての記憶は曖昧である上、申立人の入退社時期を記憶している同僚はいないことから、当該期間における申立人の同社での勤務実態について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間①について、申立人は、「選挙事務所であったB事務所に勤務していた。」と主張しているが、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は無く、事業主及び申立期間当時の同僚であったとする者は、既に亡くなっていることから、申立人の申立期間における勤務実態についての供述を得ることができない。

また、オンライン記録によると、B事務所が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない上、前述の同僚は、国民年金発足当初の昭和35年10月からB氏の第1公設秘書になる43年6月まで国民年金に加入している記録が確認できる。

さらに、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料や供述を得られず、このほかに、給与から同保険料の控除があったことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間③について、申立人は、「E店内の『F』に勤務していた。」と主張しているところ、雇用保険の記録によると、申立人は、G社において、昭和55年11月23日から56年1月31日までの期間、雇用保険被保険者であったことが確認できる上、同社の事業主の妻は、「『F』は屋号であり、申立期間当時、同社は、E店にテナントとして出店していた。」と供述していることから、申立人は、申立期間のうち、少なくとも当該雇用保険被保険者期間と一致する期間において、同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、前述の事業主の妻は、「G社は、設立当初から、厚生年金保険の適用事業所ではなかったと夫から聞いており、夫を始め、同社に勤務していた者で厚生年金保険に加入していた者は誰もいない。」と供述している上、G社は、オンライン記録では適用事業所として見当たらない。

また、申立人は、G社の同僚の氏名を覚えていないことから、同社における勤務実態並びに厚生年金保険の適用及び保険料控除の状況について供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成14年11月から15年2月までの期間及び同年4月から同年8月までの期間は38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年2月から10年8月まで
② 平成12年10月から15年8月まで
③ 平成15年6月から17年6月まで

A社から支給された申立期間①における給与額及びB社から支給された申立期間②における給与額は、年金事務所で記録されている標準報酬月額よりも高額であった。

また、申立期間③において、B社から毎年6月と12月に賞与が支給されていたにもかかわらず、標準賞与額が記録されていない。これらの年金記録の誤りについて、調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された預金通帳及びB社の顧問会計事務所から提出された源泉徴収簿により確認できる

報酬月額及び保険料控除額から、申立期間のうち、平成14年11月から15年2月までの期間及び同年4月から同年8月までの期間は38万円とすることが妥当である。

なお、申立人の平成14年11月から15年2月までの期間及び同年4月から同年8月までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社の元事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成15年3月は、前述の源泉徴収簿によると、報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額より高額であるものの、保険料控除額に基づく標準報酬月額が、オンライン記録上の標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

申立期間②のうち、平成14年1月から同年10月までの期間について、申立人から提出された預金通帳により、B社から振り込まれた金額は確認できるものの、当該振込金額からは、申立人の報酬月額及び保険料控除額を推測することができない上、12年10月から14年10月までの期間について、複数の同僚が、「同社の営業職は申立人だけで、申立人の給与と他の職種の従業員の給与は算定方法が異なっており、申立人の報酬月額及び保険料控除額については分からない。」旨供述しており、事業主からも「申立期間当時は、適正な金額の厚生年金保険料を控除していたはずである。」との供述しか得られず、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除の事実について確認することができない。

また、オンライン記録上も遡及して標準報酬月額の訂正が行われた形跡も見当たらない。

このほか、当該期間において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除が確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間①について、雇用保険の記録及び申立人から提出された資料から、申立期間のうち、平成10年1月から同年8月までの期間における申立人の報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額より高額であったものと推認できる。

しかしながら、A社において、申立人と同様に営業職であった同僚から提出

された申立期間当時の給与明細書によると、報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額より高額であるが、保険料控除額に基づく標準報酬月額は、全てオンライン記録上の標準報酬月額と一致していることが確認できる上、当該同僚から提出された他の資料により、同社が、資格取得、定時決定及び保険料率の改定が行われる都度、新たに決定された標準報酬月額と当該標準報酬月額に基づく社会保険料額を従業員に対して通知していたことが確認できることから、同社は、従業員の給与からオンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除していたものと考えられる。

このほか、申立期間①について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除が確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間③について、申立人は、「B社から平成15年6月、同年12月、16年6月、同年12月及び17年6月において、それぞれ150万円の賞与が支給されていた。」と主張しているところ、前述の預金通帳及び源泉徴収簿から判断すると、申立人が主張する標準賞与額と金額は異なるものの、15年8月29日は30万円、同年12月26日は173万円、16年8月13日は35万円の賞与が同社から支給されていたことが確認できる。

しかしながら、前述の源泉徴収簿によると、上記の平成15年8月29日、同年12月26日及び16年8月13日に支給された3回の賞与について、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる上、申立人の預金通帳の記載からも、当該賞与は厚生年金保険料が控除されることなく支給されたものと判断できる。

また、前述の源泉徴収簿には、既に確認した3回の賞与の支給以外にB社から申立人に対して賞与が支給されたことを示す記載は見当たらない上、預金通帳にも同社から賞与が支給されたことを示す振込金額は見られないことから、同社は、申立期間において、申立人に対して当該3回の賞与以外は支給していなかったものと考えられる。

このほか、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除が確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間③について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA会における資格喪失日に係る記録を昭和19年12月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を75円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年11月3日から同年12月25日まで

私は、B社（現在は、C社）において、昭和19年4月7日から同年12月25日までD丸に乗船し、船員保険に加入していたはずなのに、オンライン記録では、被保険者資格喪失日が、同年11月3日となっているので、船員保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたC社の人事記録における入社後経歴欄に、D丸に昭和19年4月7日乗船、同年12月25日下船と記載されていることから、申立人が申立期間において同船舶に乗船していたことが確認できる。

また、申立人は、「D丸には操舵手見習として乗船し、航海中は船橋にて舵の操作をしていた。」と主張しているところ、上記人事記録から、申立人は、下船するまで操舵手見習として勤務していたことが確認できる上、申立期間において、申立人の業務内容や勤務形態に変化があったこと、及び保険料控除が継続しない事情は見当たらない。

さらに、申立人から提出されたD丸に関する資料から、申立期間当時、同船舶は海軍配当船であり、A会に管理されていた船舶であることが確認できる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間について、A会における船員保険の被保険者として、船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るC社の人事記録から、75円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A会が既に適用事業所ではなくなっていることから回答が得られないため不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

香川厚生年金 事案 740 (事案 56 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和39年10月26日に、資格喪失日に係る記録を40年12月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月26日から40年12月10日まで

第三者委員会から、平成20年7月9日付けで、A社で勤務した期間に係る厚生年金保険の記録訂正を認めることはできないとの通知を受けたが、当時、私が社会保険の事務を担当しており、厚生年金保険に加入していないことは考えられないので、再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、雇用保険の記録及び同僚の供述から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは認められるものの、同社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主も死亡しているため、厚生年金保険の取扱いについて確認することはできない上、保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらないことから、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されたものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づく平成20年7月9日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、今回の再申立てに当たって、申立人は、「私が社会保険の事務を担当しており、A社は、従業員を必ず厚生年金保険に加入させていたはずである。」と主張しているところ、申立人及び複数の同僚が記憶している申立期間当時の同社の従業員数と同社の厚生年金保険被保険者数はおおむね一致している上、複数の同僚が、「同社は、福利厚生が手厚く、従業員は全員社会

保険に加入させていた。」旨供述している。

また、雇用保険の記録により、申立期間において、申立人が雇用保険被保険者であったことが確認できるところ、A社の同僚3人について、厚生年金保険被保険者記録と雇用保険被保険者記録が一致していることが確認できる。

これら今回新たに判明した事実を総合的に判断すると、申立人は、A社に勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人は、「申立期間における給与額は、最も支給額が多かった男性従業員と同額の2万2,000円程度であった。」と主張しているところ、最高額の標準報酬月額等級であった男性被保険者（事業主及び役員を除く。）の記録は、昭和39年10月に2万2,000円となっていることが確認できる上、同年代の女性被保険者の中に同額の標準報酬月額となっている者も存在することから、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から供述が得られないため不明であるものの、申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所(当時)の記録が失われたことは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届及び被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和39年10月から40年11月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年8月6日は49万5,000円、同年12月21日は64万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月6日
② 平成16年12月21日

ねんきん定期便を確認したところ、A社での平成16年8月及び同年12月に支給された賞与について、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金記録に反映されていない。

当該期間の賞与明細書を提出するので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給控除一覧表及び申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間①について、その主張する標準賞与額（49万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間②について、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②の標準賞与額については、前述の賞与支給控除一覧表並びに賞与明細書において確認できる賞与額及び保険料控除額から、64万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成16年8月6日及び同年12月21日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は昭和20年9月19日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月1日から同年9月19日まで

社会保険事務所(当時)でA社での在籍期間について、厚生年金保険の加入記録の照会を行ったところ、申立期間について、加入している事実が無い旨の回答をもらったが納得できない。

私は、昭和19年4月にA社へ入社後、同社のB製作所の工場で仕上部に所属し、部品の検査作業等を行っていた。20年4月以降もそれまでと同じ仕事をしており、同年7月*日のB空襲により同工場が焼失してからは、焼け跡の整理業務に従事し、終戦を経て同年9月頃まで勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社B製作所において、昭和20年9月頃まで継続して勤務していた。」と主張しているところ、オンライン記録では同年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したとされている。

しかしながら、申立期間におけるA社の複数の同僚が、「申立人は昭和20年4月1日以降も同社B製作所で勤務していた。同年7月*日のB空襲後は、多くの従業員が工場の焼け跡の整理業務等に従事しており、また、同社B製作所は軍需工場であり従業員の意思により退社できる自由もなかったので、申立人も終戦後まで当該業務に従事していたはずである。」旨の供述をしている上、当該同僚の「同年8月15日の勤務時間中に、玉音放送や上司の話で終戦を知った。しかし、終戦後も同年9月頃までは、同社での業務を継続して行っていた。」旨の供述においても、申立人の同社における勤務状況についての主張と一致し

ていることから、申立人が、申立期間において同社で継続して勤務していたことが認められる。

また、前述の同僚のうちの一を含む複数の同僚は、「終戦後、昭和20年9月頃に事業所閉鎖の知らせとともに最後の給与支給があり、その際に厚生年金保険被保険者証をもらった。」等、申立期間においても当該給与からの保険料控除があったことをうかがわせる旨の供述をしている上、当該同僚のA社におけるオンライン記録上の厚生年金保険被保険者資格喪失日は、同社が適用事業所ではなくなった日である同年9月19日と記録されている。

これらのことを総合的に判断すると、申立人は申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認できる。

一方、申立人より1年早く入社した同僚に係る厚生年金保険被保険者台帳上の資格取得日が、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿上の資格取得日と相違している上、同台帳には「20年8月1日焼失、32年6月1日認定」の記載があることから、同名簿及び同台帳は、従前のものが焼失等したことにより復元されたものであると推認できる。しかし、同名簿において、申立人及び申立人と同期入社の同僚を含む多数の者の資格喪失日の記載が無い上、申立人及び複数の同僚に係る同台帳には、同社の名称変更前の事業所名が記載された被保険者記録の記載があるものの、同台帳上に、同名簿に記載のある昭和19年12月の改定における標準報酬月額記録が無いこと、一部の同僚に係る同社での被保険者期間に係る同台帳が無いことなどから判断すると、同名簿が完全に復元されているとは考え難い。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失等した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、終戦後まで勤務していた他の同僚の資格喪失日が昭和20年9月19日とされていることから、同日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、昭和38年9月から39年2月までの期間は2万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年3月から39年2月まで

私はA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたが、日本年金機構で記録されている標準報酬月額と当時の給与額に差があるので、調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支給明細書は、「9月分」、「10月分」、「11月分」、「12月分」の表示はあるものの支給年の記載が無いが、同明細書に記載されている所得税の控除額からみると、それぞれ、「昭和38年9月分」、「同年10月分」、「同年11月分」、「同年12月分」のものと考えられるところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給与支給明細書において確認できる保険料控除額から、申立期間のうち、昭和38年9月から同年11月までの期間は2万円とすることが妥当である。

また、昭和38年12月から39年2月までの期間のうち、38年12月は、当該月の給与支給明細書から報酬月額は確認できるものの、当該月分の厚生年金保険料控除額が確認できず、39年1月及び同年2月は、同明細書が無く、そ

れぞれの月の報酬月額及び厚生年金保険料控除額の双方が確認できないが、申立人の同月額及び同保険料控除額に変更があったことをうかがわせる事情は無く、双方の額とも提出のあった直近4か月の給与支給明細書において確認できる同月額及び同保険料控除額と同じであったと推認されることから、当該推認した保険料控除額から、当該期間における申立人の標準報酬月額についても2万円とすることが妥当である。

なお、申立人の昭和38年9月から39年2月までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、平成11年3月27日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、既に解散しており、申立期間当時の事業主も既に死亡しているため、厚生年金保険料を納付したか否かについては確認できず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和38年8月については、申立人から当該月の給与支給明細書の提出は無いものの、同年9月の同明細書に、「9月昇給 2,000円」と記載されていること、及び申立人から提出のあった同年9月から同年12月までの同明細書の記載内容から申立人の報酬月額は本俸のみであったと考えられ、当該月の報酬月額は1万8,000円と推認されることから、給与から控除された厚生年金保険料額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額より高額であることが確認できるものの、当該報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、当該月については、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間のうち、昭和35年3月から38年7月までの期間については、A社において厚生年金保険の被保険者資格を有する者のうち、入社時期は異なるが、申立人と年齢が近い者の標準報酬月額を見ても、申立人の同報酬月額の適否を判断することはできない上、申立人は当該期間の同社における給与支給明細書又は源泉徴収票を所持していないことから、実際の報酬月額や厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

さらに、前述のとおり、A社は、既に解散しており、申立期間当時の事業主も既に死亡していることから、申立期間における申立人の報酬月額や厚生年金保険料控除額が確認できる貸金台帳等の関連資料及び供述を得ることができない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、遡って標準報酬月額の訂正が行われ

た形跡も無い。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和35年3月から38年7月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から同年4月までの期間及び55年5月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年1月から同年4月まで
② 昭和55年5月から同年6月まで

申立期間①及び②について、私は国民年金の加入手続や保険料納付に直接関与していないが、当時、地域の世話役をしていた集金人が自宅に来て、母が国民年金の保険料を納めてくれていた。母は私だけでなく姉の保険料も一緒に納めていたが、姉の記録は納付済みとなっているのに私の記録が納付済みとなっていないのは納付できない。また、当時、父が農業委員をしており、毎月役場の会合に出席していたので、保険料を納めないことは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金受付処理簿によると、昭和57年6月頃に払い出されていることが確認できる上、申立人が申立期間に居住していたとするA町(当時)に係る払出簿においても、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は確認できず、ほかに申立期間に国民年金の加入手続を行ったことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の母親が申立人の保険料と一緒に納付していたとする申立人の姉は、「私が入籍する昭和45年1月までは母が保険料を納付してくれていたが、それ以降は自分で納付していた。」と供述しており、申立人の主張と符合していない上、申立人が国民年金保険料を集金していたと主張する地域の世話役は、「私は国民年金の制度が発足したときから3年間、自治会の会長として国民年金保険料を集金していたが、それ以降は集金していない。」と供述している。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、申立人の申立期間に係る保険料を納付してい

たとする申立人の母親は既に死亡しており、国民年金の加入及び保険料の納付状況が不明であるなど、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から53年12月までの期間及び54年1月から60年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年1月から53年12月まで
② 昭和54年1月から60年4月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間について、未加入であるとの回答を受けたが納付できない。

申立期間①について、私は厚生年金保険が適用されていない事業所に勤務していたが、A町（当時）の実家に住んでおり、母親が国民年金の加入手続をして、私の国民年金保険料を納付してくれていたように思う。当時、何の集金かは分からないが地区の集金が自宅にも回ってきていたので、その集金で納付していたのだと思う。

申立期間②について、昭和54年1月に結婚式を挙げ、B町（当時）で夫と同居した。それ以降、夫が私の国民年金保険料を納付してくれていた。夫は、金融機関に勤務しており、勤務先で1年分ずつまとめて納付したと言っている。夫の記憶によると、納付した保険料額は、10万円前後だったとのことである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和51年*月頃に申立人の母親が、申立人の国民年金加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、60年5月頃に払い出されていることが確認でき、A町及びB町に係る国民年金受付処理簿を調査した結果、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は確認できないほか、申立期間当時に国民年金加入手続をした形跡は見当たらない上、申立期間は未加入期間として管理されていたことから、納付書は発行されず、申立期間の国民年金保険料を納付することができ

なかったものと考えられる。

また、申立期間①について、申立人の国民年金加入手続及び保険料納付を行ったとされる申立人の母親は、既に死亡しており、供述を得ることはできないことから、申立期間に係る加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

さらに、申立期間②について、当該期間の保険料を納付したとする申立人の夫は、申立人の国民年金加入手続に関する記憶は曖昧であり、納付したとする保険料額は、申立期間直後の既に納付済みとなっている昭和60年5月から61年3月までの期間の前納保険料額と近似しているものの、婚姻当初の54年頃の保険料額とは相違している。

加えて、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年8月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年8月及び同年9月

平成元年5月*日に入籍後、同年8月までの間に、A市役所から入籍するまでの国民年金保険料を納めるよう通知が届いた旨、実家の母から連絡があり、妊娠中の大きなおなかを抱えながら同市役所に出向いた。その時、国民年金制度の説明を受け、納付は義務だからと指導されたので、金額は10万円以上と高かったが、一括で納付すると返事をし、1週間以内に、自分で納めたと記憶している。入籍時に住民票をB市に異動させたが、同市役所で国民年金の加入手続及び保険料納付を行った記憶は無い。

また、申立期間直後の保険料を平成元年12月に納付した記録となっているが、同年7月及び同年8月は切迫早産で体調を崩したため安静にしている、同年9月から2か月以上入院し、同年*月に出産（子は翌日死亡）したという経緯があることから、少なくとも入院するまでに保険料を納めたはずであり、同年12月頃は精神的にも体力的にも保険料を納付できる状態ではなかったため納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B市で加入手続を行った記憶は無く、入籍日（平成元年5月*日）後にA市から連絡があり、入籍するまでの保険料を一括で納付したと申し立てているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は同年5月にB市で払い出されていることが確認できる上、同市の国民年金被保険者名簿等から、同年7月20日に同年4月の保険料を現年度納付し、同年12月25日に時効直前である昭和62年10月から平成元年3月までの保険料を過年度納付していることが確認できることから、申立人は同市で国民年金の加入手続を行ったものと考えられる。

また、申立人は、入籍日である平成元年5月*日にA市からB市に住民票を異動していることから、前住所地であるA市で国民年金の加入手続及び保険料納付を行うことはできなかったものと考えられる。

さらに、A市では、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたことは確認できず、同市における申立人に係る被保険者名簿も存在しない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月1日から19年2月1日まで

私は、昭和18年4月1日にA事業所で勤務していた方の世話により、石綿を採掘する作業員として同事業所に入社した。

しかしながら、年金記録を確認したところ、A事業所での労働者年金保険には昭和19年2月1日に加入した記録となっている。入社直後の給料から労働者年金保険料が控除されていた記憶があるので、申立期間についても労働者年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和18年4月1日にA事業所に入社し、入社直後の給料から労働者年金保険料が控除されていたと申し立てている。

しかしながら、A事業所は昭和20年8月23日に事業休止により適用事業所に該当しなくなっている上、事業承継したB事業所も23年2月10日に適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主の連絡先も不明であることから申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

また、申立人がA事業所の同僚であったと主張している者及び同事業所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿から連絡先の判明した従業員一人に照会したものの、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として、申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 10 月から 56 年 6 月まで
② 昭和 56 年 11 月から 59 年 6 月まで

私は、ねんきん定期便により、自分の標準報酬月額が実際の給与額より低く記録されていることを知った。昭和 49 年 10 月に、22 万円の給与支給を条件としてA社に入社し、二度の昇給を経て、52 年 3 月に、24 万円の給与が支給されていた。同社は、事業主の死亡により 56 年 7 月に一旦事業を停止したが、事業再開後の同年 11 月から 59 年 7 月に退職するまでの期間も 24 万円の給与が支払われていたので、適正な標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険支給台帳全記録照会に記載されたA社における申立人の一度目の離職日である昭和 56 年 7 月 31 日時点の賃金日額に基づき、当該離職日以前の 6 か月間の平均報酬月額を算出したところ、当該平均報酬月額に基づく標準報酬月額は、当該期間におけるオンライン記録上の標準報酬月額と一致していることが確認できる上、申立期間①及び②当時、社会保険事務を担当していた同社の事業主は、「実際の給与額より低く標準報酬月額を届け出るとは思いつかなかった。」と供述している。

また、前述の事業主は、「保険料控除額は、保険料額早見表を確認しながら控除しており、間違った金額は控除していないと思う。」と供述しており、供述を得ることができた唯一の同僚は、給与明細等を保管していない上、当該同僚自身の標準報酬月額及び保険料控除額についても明確に記憶していない。

さらに、A社は既に適用事業所ではなくなっている上、前述の事業主は、「転居のため帳簿類は廃棄した。」と供述しており、申立期間①及び②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除が確認できる

関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 4 月 30 日から同年 5 月 30 日まで
② 昭和 55 年 6 月から 56 年 1 月 16 日まで

申立期間①については、私はA社においてBホテル1階にあったC店で化粧品の販売員をしていた。同社の退職日をはっきり覚えていないが、D社の春闘が終わった1、2週間後の昭和55年5月頃に退職した記憶があるので調査してほしい。なお、A社に退職を申し出た日に退職し、その翌日に同社に健康保険証を返却した。

申立期間②については、一緒に着物教室に通っていたE社F支店の社員であった友人の誘いで、G社の店頭販売員として採用され、E社F支店3階にあった婦人服売場で勤務したが、入社時期は着物教室を6月中に修了した直後の暑い時期だったので、しばらくは白のTシャツで勤務していた。入社時から正社員と同じ勤務形態であったので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立期間当時、A社に在籍していた複数の同僚の供述から、申立人が同社に勤務していたことは確認できるものの、申立期間において、申立人が同社に勤務していたか否かを確認することはできない。なお、申立人は、「同社に退職を申し出た日に退職し、その翌日に同社に健康保険証を返却した。」としているところ、同社が保管する資格喪失確認通知書から、同社が申立人に係る資格喪失日を昭和55年4月30日とする届書を同年5月2日に社会保険事務所(当時)の窓口健康保険証と一緒に提出したことが確認できることから、少なくとも同年5月2日以降、申立人は同社に在籍していなかったものと考えられる。

さらに、H社(A社を平成22年2月1日に吸収合併)の事業主は、「申立人に関しては、昭和51年5月13日資格取得及び55年4月30日資格喪失に係る届書の控えはあるが、それ以外の資料は残っていない。」と回答しており、申立

人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間②について、G社の入社経緯及び入社時期に関する申立人の主張は具体的である上、申立人と同様に同社の店頭販売員として、E社F支店の婦人服売場で勤務していた申立人の上司は、「当時はすぐには正社員になれない時代であったので、私もそうであるが、2、3か月から半年ぐらいの試用期間があった。」と供述していることから、申立人のG社に係る厚生年金保険の被保険者資格取得日である昭和56年1月16日より前に、申立人は同社の店頭販売員として、E社F支店の婦人服売場で勤務していたものと推認できる。

しかしながら、前述のとおり、G社の店頭販売員には、申立期間当時、試用期間が採用されていたものと推認でき、申立人の上司は、「試用期間中は厚生年金保険料を控除されていなかった。」と供述している。

また、G社の事業主は、「当社の書類保存期間が原則5年となっているため、申立人に関する資料は残っていない。」と回答しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる資料は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 10 月 1 日から 52 年 10 月 1 日まで
昭和 51 年 5 月頃以降、5 年間くらいの私の給与は、残業代等の手当は無く、32 万円で一定であったと記憶しているが、ねんきん定期便によると、申立期間の標準報酬月額は 20 万円と記録されており納得できないので、調査の上、当該記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における申立期間当時の報酬月額は 32 万円であったと主張しているところ、申立期間当時、申立人と同様に取締役であった二人のオンライン記録を見ると、申立人の申立期間及びその前後の期間の標準報酬月額の推移と同様に、申立期間の同報酬月額が前後の期間と比べると低く記録されていることが確認でき、申立人のみが、ほかの役員の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない上、申立人は、同社における給与明細書又は源泉徴収票を所持していないことから、報酬月額や厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、A社は、「申立期間当時における申立人の厚生年金保険料控除額が確認できる関連資料は焼却処分した。」と回答しており、前述の申立人と同様に標準報酬月額が低く記録されている役員の一人も、「給与及び社会保険事務の手續は申立人が行っていたので、分からない。当時の報酬月額や保険料控除額が分かる給与明細書等も持っていない。」と供述している。

さらに、申立期間当時、A社が加入していたB厚生年金基金は、平成 16 年 9 月 28 日に解散しているところ、企業年金連合会から提供を受けた、同基金が解散した際に移管された資料に基づき作成された「中脱記録照会（回答）」によると、申立期間当時の申立人の同基金における標準給与月額は、社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額と一致していることが確認でき、同基金において、平成 4 年から同基金が解散するまで事務担当をしていた者は、「基

金に加入していた事業所は、社会保険事務所と基金への社会保険関係届の提出に当たっては、同じ内容のものを届け出ていたと思うので、申立期間についても同様な事務手続がなされていたものと思う。」と供述している。

加えて、A社の法人登記簿によると、申立人は、昭和51年9月17日に代表取締役就任していることが確認でき、申立人も、「申立期間当時、給与事務及び社会保険事務は、私が行っていた。」としていることから、申立人は、申立期間当時、厚生年金保険料の納付について知り得る立場にあったものと考えられる。

また、A社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、遡って標準報酬月額の見直しが行われた形跡も無く、このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

これらの事情を総合的に判断すると、仮に、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、申立期間当時、上記のとおり、特例法第1条第1項ただし書に規定する「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正を行う必要は認められない。

香川厚生年金 事案 747

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月から54年10月まで

私は、申立期間のうち昭和51年10月から52年7月までは、A社において、B営業所第一課長からC営業所長になったが、当該所長として勤務した期間の標準報酬月額に係る記録が従前と比べて下がっていることに納得できない。また、申立期間のうち同年8月から54年10月までは、D地区を統括していたE営業所長として勤務した期間であり、報酬月額は35万円だったはずであるが、標準報酬月額に係る記録は35万円より低額となっているので、調査の上、当該記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、標準報酬月額の相違について申し立てているが、A社において、申立期間当時、本社の人事と社会保険事務を担当していた者、申立期間後に本社の人事部責任者となった者、及び申立期間後にF支店長になった者は、「同社の営業所における所長と課長は同格だったので、同じ給与体系であり、所長となっても給与がアップするとは限らなかった。また、所長の業績手当は統括営業所の傘下の営業所も含めた営業所全体の売上成績及び利益により査定されていたので、給料は増減することもあった。」旨供述しており、当該3人及び申立期間後に同社G営業所長になった者のオンライン記録上の標準報酬月額からは、申立人の同報酬月額の適否を判断することはできない上、申立人は、同社における給与明細書等を所持していないことから、報酬月額や厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

また、前述の同僚4人のうち、申立期間後にA社の本社の人事部責任者となった者及び申立期間後に同社のF支店長になった者は、「同社における入社当初から退職までの給与明細書を保管しているが、当該明細書に記載されている報酬月額は、ねんきん定期便による標準報酬月額とおおむね一致している。」旨供述している。

さらに、A社が加入していたH健康保険組合は、「昭和42年の資格喪失者から喪失原票をマイクロフィルム化して保存しているが、現在、当フィルムを読み取る機械が故障のため、確認できない。」と回答している上、同社は、平成11年12月30日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間当時の事業主は既に死亡していることから、当該申立期間に係る申立人の報酬月額や厚生年金保険料控除額が確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人の標準報酬月額の記載内容に不備は無く、遡って同報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年10月から平成元年9月まで

私のA社における申立期間の標準報酬月額は15万円と記録されており、前後の期間の記録と比べて低額となっていることに納得できない。入社後、降給したことは無いので、調査の上、訂正していただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時のA社における厚生年金保険被保険者の標準報酬月額の推移を見ると、昭和63年10月の定時決定時若しくは随時改定時においては、55人のうち、6人が、前年10月の定時決定時若しくは随時改定時の標準報酬月額より低額の記録となっていることが確認でき、申立人のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情も見当たらない上、前記6人のうち、供述が得られた同僚3人は、いずれも給与明細書又は源泉徴収票を所持しておらず、このうち2人は、「従前の記録と比べて低額の記録となっている理由は分からない。」旨供述している。

また、申立人から提出された申立期間当時の一部に係る家計簿の写しから、A社から支給された当時の手取り給与額は推認できるものの、それぞれの月における総報酬月額及び保険料控除額は確認することができない上、同社の申立期間当時の経理担当者は、「申立期間において申立人の基本給に減額があったとは思えないが、被保険者からは、社会保険事務所（当時）に届け出て、決定された標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除していた。当時は毎月、社会保険事務所からの保険料納入告知額と被保険者から控除した保険料及び事業主負担分保険料の合算額を突き合わせていた。したがって、申立人からも、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除していたはずである。」と供述していることから、同社は、申立人の申立期間における標準報酬月額については15万円と決定される報酬月額を届け出るとともに、当該標準報酬月額に基づく保険料を申立人から控除していたものと推認される。

さらに、A社は、平成18年12月28日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、法人登記簿から破産手続終結が確認できるところ、破産管財人は申立期間当時の会社における申立人の報酬月額や厚生年金保険料の控除額が確認できる関係書類は残っていないとしており、また、申立期間当時の事業主も既に死亡していることから、当該申立期間に係る申立人の報酬月額や厚生年金保険料控除額が確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

加えて、A社に係る申立人のオンライン記録において、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い上、同社が昭和63年4月1日から加入していたB厚生年金基金から提供を受けた申立人の同基金加入員データの写しにおいても、同日以降の申立人の標準報酬月額は、当該オンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事業は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。